

飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成金を申請する方へ（令和7年度）

●申請するための条件

①手術日から助成決定日までの間、市内に居住し住民基本台帳に記載されている方、または市内の自治会・マンション管理組合の方

②市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施し、その費用を支払った方

※手術の実施に当たっては、耳先のV字カットを必ずすること

③手術を行った年度内（4月1日から3月31日まで。ただし、3月31日が休日にあたる場合は直前の金曜日まで）の申請であること

※申請期限内でも申請総額が予算額に達した時点で、予告なく受付を終了いたします。

●交付条件（助成を申請する方は、下記の実施に努めてください）

・不妊去勢手術後の猫のうち譲渡可能な場合は、終生屋内飼育をする者への譲渡に努めてください。

・譲渡が難しい場合は、不妊去勢手術後の猫を手術前の生息場所に戻し、トイレの設置、餌の適正な管理等により周辺環境の美化を図り、近隣住民の理解を得るよう努めてください。

※単なる不妊去勢手術の実施ではなく、適切な給餌やふん尿対策を一体的に実施することで、猫トラブルの軽減につながります。

●助成額（上限額）

不妊去勢手術代：5,500円（手術費用が、上限額未満の場合は実費額）

麻酔代 : 3,300円（不妊去勢手術を目的とした麻酔。すでに手術が実施されていた場合に限り助成）

注意 血液検査やワクチン代、カラー等、手術以外の費用は助成対象なりません。

①助成額とほぼ同額で手術を受けられる動物病院を地域猫ボランティアの方から紹介できます。

●申請に必要なもの

- ・動物病院が発行した、手術等の内容及び金額が確認できる書類原本（控えが必要な方は、コピーを手元に残してください）
- ・印鑑（朱肉を使用するもの）
- ・振込口座の口座番号や支店名がわかるもの（通帳等）

●申請時の注意

- ・ご記入いただく書類が複数ございますので、時間に余裕をもってお越しください。
- ・申請をとりまとめて処理するため、申請からお支払まで最大1か月少々お時間をいただきます。申請内容が確認できましたら交付決定書類等を送付いたします。その際に、お支払予定日についてもお知らせします。
- ・支払は口座払いです。支払口座の名義と同一の方を申請者として申請書に記入をお願いします。名義が異なる場合は委任状（任意書式）が必要です。

●なお、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を目的とした捕獲に限り、捕獲器の貸出しをしています。

詳細はお問合せ下さい。

東大和市 環境対策課 環境公害係

東大和市中央3-930／電話 042-563-2111（内線1248・1249）

※受付は、月～金曜日（祝日を除く）8時30分から17時まで

令和7年4月時点

東大和市では 地域猫活動を支援しています



地域猫活動とは？

地域から猫の被害を減らすために、猫に手術を受けさせ、エサやりや猫トイレの管理をしている地域猫活動ボランティアの方がいます。猫が好きな方も嫌いな方も、猫の被害を無くしたい気持ちは同じです。

地域猫活動とは、飼い主のいない猫による被害を**地域の問題として捉えたうえで、地域住民・地域猫活動のボランティア・行政が適切な役割を分担し**、問題の解決に向けて連携・協働していく活動です。

1 全頭の不妊・去勢手術 ～耳先カットも忘れずに～

これ以上猫が増えないように、地域にいる全ての猫に不妊・去勢手術を施し、新たな繁殖を防ぎます。

外で暮らす猫は生活環境が厳しく、4～5年程度の寿命と言われていますので、全頭の手術が終わると着実に数が減っていきます。
また、手術をするとケンカや繁殖期の鳴き声減少が期待できます。

耳先カットは手術済みの目印です。



2 フン尿被害の低減 ～猫トイレの設置～

フン尿などの被害は深刻ですが、確実な対策方法はありません。猫トイレを設置し、定期的に清掃することでフン尿被害を減らしましょう。

土や砂があり、猫が落ち着けそうなところに、フンで臭い付けした砂利などをほんの少し盛ると効果的です。猫トイレの数が地域内に多ければ多いほどフン尿被害は少なくなると言われています。

野良猫と「地域猫」はどう違うの？

いわゆる野良猫とは、飼い主のいない猫全般のことです。「地域猫」とは、飼い主のいない猫（野良猫）のうち、**地域住民の理解のもと**で被害対策も含めて適正に生態が管理され、地域住民との共存が図られている猫のことです。迷惑動物として地域住民から嫌われがちな野良猫を、人の力で「地域猫」に変えていきましょう！

活動へのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

東大和市では地域猫活動の取り組みの支援として、飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術の費用助成を行っています。助成額とほぼ同額で手術を受けられる動物病院を地域猫ボランティアの方から紹介できます。

東大和市環境対策課

3 適切なエサやり ～近隣地域から猫が集まらないように～

エサをやるうえで、置きエサは厳禁です。エサを何時間も置きっぱなしにすると、臭いにつられて近隣地域から猫が集まってきます。

そうすると新たな猫が居ついてしまい、いくら手術しても猫の増加に追いつきません。新たに来た猫は、元々いた地域にエサ場がありますのでエサを与えてはいけません。

エサは、① 元々地域にいる手術済（または手術予定）の猫だけに、② 毎日同じ時間に、③ 必要最低限の量を与えるようにして、④ 猫の食後はすぐに皿を片付け、周囲を掃除します。

食べ残しがあっても一定時間で片付け、置きっぱなしにしないようにしましょう。



エサやり禁止は問題解決になりません！

猫はテリトリーを重んじる動物なので、エサやりを止めてもお腹を空かせて地域に留まります。飢えた猫がごみを漁ったり、わずかなエサを巡ってケンカをしたり、地域で二次被害が生じます。

エサやりをするから猫が増えるのではなく、誤った方法（置きエサなど）でエサやりをするから猫が増えるのです。

猫の飼い主の皆さんへ

不妊・去勢手術のお願い

手術をしないまま、猫を屋外に出したり猫が逃げ出したりすると、飼い主のいない猫が増える原因となります。

完全屋内飼育

猫を外で飼うことは近隣に迷惑をかける場合があるほか、交通事故や感染症、猫同士のケンカなど猫にとって危険が多くなります。

迷子防止の対策

名札や飼い主の連絡先などの目印をつけておきましょう。

終生飼養の責任

飼い主は、万一飼えなくなった場合は新しい飼い主を探すなど、猫に対して最期まで面倒を見続ける責任があります。